

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		目次	
担当課（室）		担当課（室）	
○ 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載）	畜産課	○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	選挙管理委員会
【規則】		【選挙管理委員会】	
○ 岡山県家畜人工授精講習会規程の一部改正 （県例規集登載）	〃	○ 政治団体の名称等の公表	〃
【告示】		○ 政治団体の代表者等の異動	〃
正		○ 政治団体の解散	〃
○ 令和二年度浄化槽管理士研修の指定	循環型社会推進課	○ 資金管理団体の名称等の公表	〃
○ 鳥獣保護区の存続期間の更新	自然環境課	○ 資金管理団体の届出事項の異動	〃
○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定	〃	○ 資金管理団体の指定取消し	〃
○ 特定猟具使用禁止区域の指定	〃	【公安委員会】	
○ 保安林の指定の解除	治山課	○ 警備業法に基づく講習	生活安全企画課
【公告】		○ 自転車の防犯登録を行う者の名称の変更	〃
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	県民生活交通課	【海区漁業調整委員会】	
○ 県営土地改良事業の工事完了	耕地課	○ 第五百二十八回岡山海区漁業調整委員会の開催	海区漁業調整委員会
○ 公共測量の実施	監理課		
○ 道路の位置の指定	建築指導課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	〃		

◎岡山県規則第七十二号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年岡山県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一章及び第二章の章名を削る。

第三条中「第十二条ただし書」を「第十二条第一項ただし書」に改める。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第三章の章名を削り、第八条を第五条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百六十三号

岡山県家畜人工授精講習会規程（昭和二十五年岡山県告示第七百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条第一項一の表一般科目の部関係法規の項中「三時間」を「五時間」に、同表専門科目の部及び同項二の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、同条第二項一の表一般科目の部関係法規の項中「三時間」を「五時間」に、同表専門科目の部及び同項二の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に改め、同条第三項一の表一般科目の部関係法規の項中「三時間」を「五時間」に、同表専門科目の部及び同項二の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に、「処理」を「処理及び保存」に改め、同条第三項一の表一般科目の部関係法規の項中「三時間」を「五時間」に、同表専門科目の部及び同項二の表中「人工授精」を「家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存」に、「処理」を「処理及び保存」に改める。

第五条第一項中「受講申請書（様式第一号）」を「知事が別に定める申請書」に改め、

第六条中「受講及び修業試験免除申請書（様式第二号）に学科目取得証明書（様式第三号）」を「知事が別に定める申請書に同条第六項に規定する書面」に改める。

第九条第四項中「修業試験合格証明書（様式第四号）」を「知事が別に定める合格証明書」に改める。

様式第一号から様式第四号までを削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百六十四号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和六十年岡山県条例第二十五号）第十条第五項の規定による研修を次のとおり定める。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 主催者の名称及び所在地

一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会
岡山市中区平井一〇九七番地

二 研修開催年月日

令和三年二月三日（水曜日）

三 研修科目及び研修時間

研 修 科 目	研 修 時 間
浄化槽行政の動向	一時間
浄化槽の構造と機能	二・五時間
浄化槽の保守点検と清掃	
地域における浄化槽情報	一時間

四 研修会場の名称及び所在地

岡山市民会館

岡山市北区丸の内二丁目一番一号

五 受講料

一万円

六 問い合わせ先

一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会
岡山市中区平井一〇九七番地
電話〇八六一二七六一八五八五

◎岡山県告示第五百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十二年岡山県告示第八百三十八号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の変更）及び同年岡山県告示第八百三十九号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 名称

和意谷鳥獣保護区

二 区域

備前市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

貝殻山鳥獣保護区

二 区域

岡山市南区の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

金甲山鳥獣保護区

二 区域

岡山市南区の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

閑谷鳥獣保護区

二 区域

備前市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

用郷鳥獣保護区

二 区域

新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

勝山美しい森鳥獣保護区

二 区域

真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、和意谷鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 区域

備前市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

二 面積

二〇ヘクタール

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

芥子山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

岡山市東区の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

一八五ヘクタール

四 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

野上特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

瀬戸内市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

四五ヘクタール

四 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

本久寺特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

和気町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

二五ヘクタール

四 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

鷺羽山スカイライン特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

二、八二五ヘクタール

四 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

種松山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三
面積

一、一三五ヘクタール

四
存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五
禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一
名称

笠岡特定猟具使用禁止区域（銃）

二
区域

笠岡市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三
面積

四、三三四ヘクタール

四
存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五
禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一
名称

金洗場・皿池特定猟具使用禁止区域（銃）

二
区域

笠岡市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三
面積

一〇ヘクタール

四
存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

栄進牧場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

四〇ヘクタール

四 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

花園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

二七四ヘクタール

四 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

総社市小寺字西ノ奥一五五二の三五、一五五二の三六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

〔四八六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 n u i

三 代表者の氏名

大岡 和子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市美和一丁目八番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害児・者に関する啓発活動に取り組み、地域福祉の増進や障害児・者の地域生活支援等に関する事業を行い、障害児・者の自立支援を実現することに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四八七〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和二年十月三十日

地区名

工種

岡山県知事 伊原木 隆 太

完了年月日

池の奥池

ため池

令和二・十・八

〔四八八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市東区九幡から同区西大寺三丁目まで	公共測量（二級水準測量）	令和二年十月十四日から令和三年三月三十一日まで

〔四八九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇一一号 令和二年十月二十 二日		真庭市久世字田中前二〇八〇番五、 二〇八〇番一七	六・〇〇	六四・八三

〔四九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字池ノ西九一、九二、一一一、一一二、一二一、一二二、
一三一、一四一、一四二、一四三、一五二、一六一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

高梁市備中町布賀三三二七一

株式会社竹本商事運輸

代表取締役 三宅 敏弘

三 許可番号

岡山県指令建指第七二号

〔四九一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字神明二〇八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二〇六二アーバンハウス横溝B二〇一号

船元 光佳

三 許可番号

岡山県指令建指第一四三号

〔四九二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年十月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字池ノ西九一、九一二、一一一一、一一一二、一二一一、一二二二、一三一一、一四一一、一四一二、一四一三、一五一二、一六一一

二 公共施設の種類

水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

高梁市備中町布賀三三二七一

株式会社竹本商事運輸

代表取締役 三宅 敏弘

五 許可番号

岡山県指令建指第七二号

◎岡山県選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

一 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の氏名及び公職 の種類(第二号)	届出年月日
---------	--------	----------	------------	----------------	---------------------------	-------

内山あきらの会	内山 晃	内山 晃	津山市田町三〇パークマンション二	衆議院議員	内山 晃、衆議院議員	令和二・九・一
---------	------	------	------------------	-------	------------	---------

一〇

未来おかやま	森 本 榮	水河 英雄	久米郡久米南町下弓削二四一四	衆議院議員	森 本 榮、衆議院議員	九・二
--------	-------	-------	----------------	-------	-------------	-----

二 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	--------	----------	------------	-------

安藤利博後援会	今 井 康 人	安 藤 知 恵 子	赤磐市桜が丘東四一四一六九五	令和二・九・一六
---------	---------	-----------	----------------	----------

政治結社皇男	坂 本 義 男	坂 本 義 男	岡山市東区瀬戸町大内一二二〇	九・四
--------	---------	---------	----------------	-----

にぐま進後援会	高 階 重 行	増 川 行 夫	総社市中央六一〇一〇一五	九・二
---------	---------	---------	--------------	-----

平井俊光後援会	井 上 晴 夫	平 井 順 子	倉敷市玉島一一〇一二	九・一八
---------	---------	---------	------------	------

山名まさあき後援会	山 名 正 晃	山 名 正 晃	総社市溝口一四三一一五	九・一〇
-----------	---------	---------	-------------	------

◎岡山県選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

太田昇後援会

山下 豊 会計責任者の氏名

山根 眞 一

實村 英雄

令和二・九・一

岡山県石油政治連盟

吉延 嘉一郎 主たる事務所の所在地

岡山市南区西市二一〇一一

岡山市北区上中野一一一九一四八

六・一八

住民こそ主人公・県民の

中島 純 男

北区栢谷一六四九一一

西島田町四一二五

九・一八

会

代表者の氏名

中島 純 男

花田 雅 行

〃

〃

〃

〃

会計責任者の氏名

平井 昭 夫

中島 純 男

〃

〃

「まにわを前への会」

山下 豊

山根 眞 一

實村 英 雄

〃

九・一

三宅かずひろと岡山県の

三宅 和 広

津田 彩 夏

高田 有 美

〃

九・一四

未来を考える会

〃

〃

国会議員関係政治団体の

法第十九条の七第一項第一号に係る国会

国会議員関係政治団体以外の政治団体

〃

〃

区分

議員関係政治団体かつ同項第二号に係る

国会議員関係政治団体

（公職の種類（第一号））

衆議院議員

（公職の候補者の氏名及

三宅 和 広、衆議院議員

び公職の種類（第二号））

森本さかえ後援会

秋山 幸 則 代表者の氏名

秋山 幸 則

宮地 昭 範

〃

八・三〇

◎岡山県選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和二年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党岡山県総支部連合会

津村啓介

令和二・九・一一

国民民主党岡山県第1区総支部

津村啓介

〃

国民民主党岡山県第3区総支部

内山晃

〃

国民民主党岡山県第5区総支部

津村啓介

〃

自由民主党浅口支部

古山泰生

〃 九・四

立憲民主党岡山県第3区総支部

森本 榮

〃 九・一四

立憲民主党岡山県連合

難波 奨二

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

がんばれ岡山の会

白神久志

令和二・九・三

こやま泰生後援会

吉田充信

〃

政治結社大日本天神會

林 俊光

〃

有 朋 会

古山泰生

〃 九・四

◎岡山県選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和二年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
内山晃	衆議院議員	内山あきらの会	津山市田町三〇パークマンション二一〇	令和二・八・二八
森本 榮	衆議院議員	未来おかやま	久米郡久米南町下弓削二四―四	〃 九・一

◎岡山県選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和二年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

三宅和広 三宅かずひろと岡山県公職の種類

衆議院議員

岡山県議会議員

令和二・九・一四

の未来を考える会

◎岡山県選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和二年十月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

古 山 泰 生

資金管理団体の名称

有 朋 会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和二・九・四

◎岡山県公安委員会告示第百六十八号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和二年十月三十日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
機械警備業務	令和三年一月十九日 （火曜日）から同月 二十二日（金曜日） までの四日間	午前九時から 午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地为管轄する警察署の生活安全課
- (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課
- なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年十一月三十日（月曜日）から同年十二月四日（金曜日）までの午前八時

三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

四 受講手数料

三万九千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎岡山県公安委員会告示第百六十九号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第十二号）第三条第一項の規定により、指定団体である岡山県自転車・原付防犯登録会から名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和二年十月三十日

岡山県公安委員会

一 名称

変更前 岡山県自転車・原付防犯登録会

変更後 岡山県自転車防犯登録会

二 変更年月日

令和二年十月一日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第五号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十八回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年十月三十日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一日時

令和二年十一月十二日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 漁業許可の有効期間の短縮について

第二号議案 知事許可漁業の制限措置の制定について

第三号議案 知事許可漁業の定数の設定について

第四号議案 岡山県資源管理方針の策定について

第五号議案 岡山海区漁業調整委員会事務規程等の改正について